



JSB

JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-6852-2030 FAX 03-6852-2031

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

『 理 事 会 規 程 』

第1条 (目的)

この規程は、「一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟定款」(以下「定款」という)に基づき、一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟(以下「この法人」という)の理事会の組織、権限及び運営に関する事項について定める。

第2条 (種類及び開催)

理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、3か月に1回、毎年計4回開催する。

3 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。

- ① 会長又は専務理事が必要と認めたとき。
- ② 会長又は専務理事以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により専務理事に招集の請求があったとき。
- ③ 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- ④ 前項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき。

第3条 (構成)

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第4条 (役員の任期等)

理事及び監事を役員といい、役員は社員総会において選任する。

2 理事及び監事の役員は、就任時において満70歳未満でなければならない。

会長及び副会長に就任するものは就任時の年齢は問わない。

3 役員の任期は前任者の任期満了日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとし、再任を妨げない。但し、会長の再任は連続5期まで(期の途中で就任した場合はその期を含めない)とする。

第5条 (招集)

理事会は会長が招集する。但し会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた副会長・専務理事の順にその任にあたる。

2 当該請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

第6条 (議長)

理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

第7条 (権限)

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

**JSB****JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-6852-2030 FAX 03-6852-2031

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

- ①社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - ②規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - ③前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④理事の職務の執行の監督
 - ⑤会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - ⑥代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- ①重要な財産の処分及び譲り受け。
 - ②多額の借財。
 - ③重要な使用人の選任及び解任。
 - ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
 - ⑥責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結。
- 3 理事会は、本連盟の日常業務のほか、前項に規程する事項のうち、緊急の処理が求められる案件について、理事会で議決すべきものとして法令又は定款定められている事項を除き幹部会に決議を委任することができる。
- 幹部会とは、業務執行理事、事務局長、各部門長から構成される。
- 4 次の事項は社員総会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。
- ① 理事及び監事の選任又は解任。
 - ② 常勤役員報酬等の額。
 - ③ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認。
 - ④ 収支決算に関する事項の承認。
 - ⑤ 定款の変更。
 - ⑥ 解散及び残余財産の処分。
 - ⑦ その他社員総会で決議する物として法令又は定款で定められた事項。

第8条（定足数）

理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

第9条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し出席理事の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第10条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

第11条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第12条（監事の出席）

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。



JSB

JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-6852-2030 FAX 03-6852-2031

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

第13条（関係者の出席）

事務局長は、理事会に出席し、必要な事項について適時報告を行うとともに、意見を述べる
ことができる。

- 2 会長は、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取
することができる。

第14条（議事録）

理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事
及び監事はこれに署名又は電子署名もしくは記名押印しなければならない。

第15条（責任の一部免除等）

当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行う
につき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員
の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定
める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができ
る。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法
令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当法人があらかじめ定め
た額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。（改正）

第16条（報告事項）

会長、副会長及び専務理事は、3か月1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しな
ければならない。

- 2 監事は、理事の不正の行為をし、もしくは著しい不当な事実があると認められとき、また
は法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認められるとき
は、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。

第17条（改正）

本規定の改正は、理事会の議決を獲て、これを行う。

第18条（施行）

本規約は、平成29年4月8日から施行する。

附則

1. 平成29年4月8日制定
2. 2023年12月2日理事会にて承認

基本規程改定（役員の選任）による整合性（記基本規程に合わせた）により改訂